

経常 JV

令和 7・8 年度 埼玉県建設工事請負競争入札参加資格審査 申請の手引き

< 経常建設共同企業体用 >

1 申請対象者

令和 7・8 年度の埼玉県建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている単
体業者で、経常建設共同企業体として登載を希望する事業者

2 申請業務

建設工事

3 申請受付期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）～令和 7 年 6 月 20 日（金）

4 申請方法

事業者申請ポータルにアクセスし、書類を添付・送信してください。

※ 別冊の様式集・記入例と併せて御利用ください。

【 問合せ先 】

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

〒330-9301

埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂 3-15-1

電 話：048-830-5771（平日 8:30～17:15）

メールアドレス：a5770-10@pref.saitama.lg.jp

～目 次～

◎ 申請にあたっての留意事項

1 入札参加の取扱いについて	1
2 申請方法等について	1
3 参加資格の抹消について	1

I 申請案内

1 資格審査申請対象者	2
2 申請要件	2
3 建設工事における社会保険等の加入について	3
4 申請受付	4
5 審査結果等	4
6 申請書類	4

II 申請書の提出について

1 申請書一覧	5
2 提出部数	5
3 事業者申請ポータルの設定・書類の送信について	6

III 申請書の作成について

1 「1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書＜様式第5号＞」	18
2 「2 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）＜様式第1号＞」	18
3 「3 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）＜様式第2号＞」	20
4 「4 建設工事請負共通情報＜JV－別紙1＞」について	20
5 「5 建設工事請負個別情報＜様式第4号＞」について	21
6 「6 経常建設共同企業体資格審査数値計算表＜様式第13号＞」について	22

IV 添付書類について

1 添付書類一覧	24
2 「15 各構成員単体での入札に参加しない旨の確認書」について	34

V 申請後の注意事項

1 ユーザID及びパスワードについて	35
2 参加資格の抹消について	35
3 名簿閲覧について	35
4 登録された情報の変更について	36

別 表

<別表 1> 「建設工事」業種コード	37
------------------------------	----

◎ 申請にあたっての留意事項

1 入札参加の取扱いについて

経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の構成員は、経常ＪＶとして、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された業種については、資格者名簿の有効期間中、個々の事業者として、単体での入札参加はできなくなります。

2 申請方法等について

(1) 書類の提出方法について

事業者申請ポータルにアクセスし、書類を添付・送信してください。

なお、申請に係る経常ＪＶとしての情報は、埼玉県総務部入札審査課において、「埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）」に登録し、管理します。

※ 「埼玉県電子入札共同システム」は、公共工事等の入札の透明性、客観性及び競争性並びに入札参加資格審査申請の利便性の向上を図るため、埼玉県及び県内市町村等が構築した入札に係るシステムです。

(2) その他

今回の経常ＪＶの申請受付は、共同受付ではありません。

申請先は埼玉県だけです。県内各市町村等への申請を希望される場合は、各市町村等にお問い合わせください。

3 参加資格の抹消について

経常ＪＶとして資格者名簿に登録された後に、構成員が次に掲げる事項に該当することになった場合は、入札参加資格を抹消します。

(1) 経常ＪＶの全抹消

ア 構成員が、資格者名簿から抹消されたとき

イ 構成員が、県外業者となったとき

(2) 経常ＪＶの当該業種についての抹消

ア 当該業種について、抹消を申し出たとき

イ 当該業種について、構成員の級別格付が同級又は一級差でなくなったとき

I 申請案内

1 資格審査申請対象者

令和7・8年度において、埼玉県（企業局・下水道局・教育局・警察本部を含む。）が締結する建設工事の請負契約の競争入札に経常JVとして参加を希望する事業者が対象です。

（※ 単体事業者としての受付ではありませんので、御注意ください。）

2 申請要件

- (1) 経常JVの構成員の全てが県内業者であること。
- (2) 構成員の数が2者又は3者であること。
- (3) 各構成員の出資比率が、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- (4) 申請する業種について、構成員の全てが埼玉県の令和7・8年度資格者名簿に登載されていること。ただし、格付が最上級（土木・建築でA級、その他の業種でA級）の構成員は申請できない。
- (5) 申請する業種について、構成員の全てが数年以上の営業年数、元請としての一定の実績及び技術者を有すること。
- (6) 申請する業種について、構成員の格付が同級又は1級差であること。
- (7) 申請する業種について、経常JVとしての格付が、構成員個々の格付より上位となること。
- (8) 構成員の全てが中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (9) 同一の業種について、他の経常JVの構成員となっていないこと。

※ 重 要

経常JVの格付の元となる経営事項審査結果通知書の総合評定値については、各構成員が令和7・8年度の埼玉県入札参加資格審査において提出した経営事項審査結果通知書を基に算定します。

経常JVの構成員は、経常JVとして、資格者名簿に登載された業種については、資格者名簿の有効期間中、個々の事業者として、単体での入札参加はできません。

3 建設工事における社会保険等の加入について

申請日現在で、全ての構成員が社会保険等の加入の要件を満たしている必要があります。

(1) 社会保険等の加入を資格要件としています。

※ **社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。**

ア 社会保険等の加入状況に係る確認方法

社会保険等の加入状況は、提出書類の1つである「経営事項審査の総合評価値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

(ア) 全ての社会保険等の加入の有無が「有」又は「除外」となっている場合は、社会保険等に加入とみなします。

(イ) いずれかの社会保険等の加入の有無が「無」となっている場合は、社会保険等に未加入とします。

イ 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

上記ア(イ)に該当していても「申請日現在に、社会保険等に加入されていることが確認できる以下の資料」を提出した場合は、社会保険等に加入とみなします。

(ア) 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※ 欄外参照）

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所発行の保険料領収書の写し

※ 前述(ア)、(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入したばかりで前述の領収書が未到達の場合は、次のa、bのどちらかを提出してください。

a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

b 「適用通知書」の写し

(ウ) 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し + 領収書の写し
労働保険事務組合に委託をしている場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し + 領収書の写し

上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等の提出をお願いします。

加入したばかりで上記の申告書・通知書・領収書が未到達等の場合は、次のいずれかの確認資料を提出してください。

- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
- b 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写し
- c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

4 申請受付

(1) 申請方法

事業者申請ポータルにアクセスし、書類を添付・送信してください。

(2) 申請受付期間

令和7年6月16日(月) ～ 令和7年6月20日(金)23:59まで

※ 受付期限を過ぎて送信された書類での申請は認められません。

※ 受付期限までに書類を提出しても、書類に不備、不足がある場合は申請を受理できません。

※ 提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

5 審査結果等

(1) 資格の有効期間 : 令和7年7月1日 ～ 令和9年6月30日 の2年間

(2) 審査結果 : ①令和7年6月下旬に申請者へお知らせします。
②入札情報公開システム及び入札審査課ホームページで一般に公開します。

6 申請書類

申請書類の様式については、埼玉県ホームページの「入札参加資格申請（工事等）」からダウンロードして使用してください。

- 問い合わせ先
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（建設工事等）
電話 : 048-830-5771（ダイヤルイン）
FAX : 048-830-4914
電子メール : a5770-10@pref.saitama.lg.jp

II 申請書の提出について

1 申請書一覧

申請書名	様式 No.	説明
経常 J V の申請		
1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	様式第 5 号	18 頁-シ'
基本事項の申請		
2 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	様式第 1 号	18 頁-シ'
3 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）	様式第 2 号	20 頁-シ'
建設工事の申請		
4 建設工事請負共通情報	JV-別紙 1	20 頁-シ'
5 建設工事請負個別情報	様式第 4 号	21 頁-シ'
6 経常建設共同企業体資格審査数値計算表	様式第 13 号	22 頁-シ'

2 提出部数

各 1 部 を提出してください。

3 事業者申請ポータルの設定・書類の送信について

(1) 書類を準備する

「申請書一覧」「添付書類一覧」を確認し、書類をそろえてください。

様式は入札審査課のホームページに掲載しています。

必ず最新の様式を使用してください（様式が変更される場合があります。）。

スキャニングは鮮明にしてください。ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがあります。

【重要】書類には名前を付けて送信してください。

例：01 申請.xlsx、08 協定.pdf

- ・ファイル形式（拡張子）は残したままにしてください。（例：.xlsx、.pdf）
- ・種類ごとにまとめて添付してください。

（例：資格情報を証明する書類が複数ある場合、10 資格のPDFを1つ作り、中身を複数ページとしてください。10 資格1、10 資格2のように同じ種類の添付書類を2つに分割しないでください。）

入力例	書類名	ファイル形式
 01 申請	経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	PDF (拡張子: pdf) 又は 画像ファイル (拡張子: jpg、jpeg、png、gif、tiff、tif)
 02 基本共通	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	Excel (拡張子: xlsx)
 03 基本個別	競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）	
 04 工事共通	建設工事請負共通情報	
 05 工事個別	建設工事請負個別情報	
 06 計算表	経常建設共同企業体資格審査数値計算表	
 07 実績表	各構成員の主な元請工事実績表（様式第12号）	PDF 又は 画像ファイル
 08 協定	経常建設共同企業体協定書（写し）（様式第14号） 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（原本）（様式第15号）	
 09 資格	資格情報を証明する書類の写し	

入力例	書類名	ファイル形式
 10 許可	建設業許可通知書（写し）（ＪＶ－別紙１）	Excel
 11 委任	委任状（経常建設共同企業体）（ＪＶ－別紙２）	PDF 又は 画像ファイル
 12 経審	各構成員の経営事項審査の総合評定値通知書	
 13 結果	各構成員の競争入札資格審査結果通知書	
 14 国税	【法人の場合】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 （その３の３） 【個人の場合】申告所得税及復興特別所得税及び消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の２）	
 15 住民税	【個人のみ対象】 個人住民税（市町村・県民税）の納税証明書	
 16 障害	障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況（様式 B-5）	
 17 認証	I S O 9 0 0 1 認証取得証 I S O 1 4 0 0 1 認証取得証	
 18C14	納税状況等照会同意書兼誓約書（様式 C－１４）	
 19 行政書士	【行政書士が代理申請する場合】 行政書士の委任状（任意様式） ※委任状を添付する場合は、左記のとおりファイル名を付けてください。	

【作成例】

名前	更新日時	種類
 01申請.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 02基本共通.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 03基本個別.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 04工事共通.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 05工事個別.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 06計算表.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 07実績表.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 08協定.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 09資格.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 10許可.xlsx	2025/05/16 20:09	Microsoft Excel ワーク...
 11委任.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 12経審.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 13結果.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 14国税.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 15住民税.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 16障害.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 17認証.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書
 18C14.pdf	2025/05/16 19:56	Adobe Acroba 文書

(2) 事業者登録をする

事業者申請ポータルを開き、事業者登録を行います。

既に事業者申請ポータルで事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要ありません。

行政書士が代理申請する場合、会社ごとではなく行政書士として事業者登録してください。

ア 事業者申請ポータル (<https://saitamapref.service-now.com/csm>) にアクセスしてください。



イ 「事業者登録」をクリックし、事業者登録フォームを開き、必要項目を入力してください。

注) 事業所ごとの登録は不要です。

注) 一つのメールアドレスにつき、1 事業者登録となります。

行政書士が代理申請する場合、事業者名は、「〇〇行政書士法人」、「〇〇行政書士事務所」「行政書士〇〇」のように登録してください。

ウ 利用規約を確認の上、チェックボックスをチェックし、入力内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

The image shows a registration form with several fields: *ユーザー名 (連絡先メールアドレス), *姓, *名, *姓(フリガナ), *名(フリガナ), 所属部署, *連絡先電話番号, and 連絡先FAX番号. A red box highlights the checkbox labeled '□次に同意します！プライバシーポリシーと規約条件'. A red arrow points from the text 'チェックボックスをチェック' to this checkbox. Another red box highlights the '登録' button at the bottom.

エ 事業者登録完了通知メールが連絡先メールアドレスあてに送信されます。

The image is a screenshot of an email titled '埼玉花子様'. The body text says: '事業者、及び、管理者ユーザー登録が完了しました。ユーザー名：saitama@example.com'. Below this, there is a link for 'パスワード設定' (Password Setting) which is circled in red. The email also mentions a 12-hour validity period for the link and a note about not replying to the email.

- ※ 事業者申請ポータルのお操作方法等は[操作マニュアル](#)を御確認ください。
- ※ 事業者登録・パスワードの設定の操作で不明な点は下記あてに御連絡ください。
行政・デジタル改革課 DX 推進担当：a2440-13@pref.saitama.lg.jp
- ※ 登録送信した翌日になってもメールが届かない場合は、再度、**事業者登録**をし直してください。

オ メール中のパスワード設定リンクをクリックし、パスワード設定画面を開き、パスワード条件に合致するパスワードを入力し、「パスワードの設定」を行います。

The image shows the 'パスワードの設定' (Password Setting) screen. It includes a message 'アカウントはロックされていません'. There are two main sections: '* 新しいパスワード' with a password input field and a '安全性' (Security) indicator, and '* パスワードの再入力' with a re-input field and a 'パスワードを表示' checkbox. A list of password requirements is shown with checkboxes: ① 最小 10 文字, ② 最大 40 文字, ③ 少なくとも 1 文字の小文字, ④ 少なくとも 1 文字の大文字, ⑤ 少なくとも 1 文字の数字, ⑥ 少なくとも 0 文字の特殊文字. A 'パスワードの設定' button is at the bottom right.

(3) 書類をアップロード・送信する

書類送信の締め切りは、

令和7年6月20日（金）23:59までです。

締め切りを過ぎて送信された申請は受け付けられませんので、時間に余裕をもって送信してください。

ア 事業者申請ポータル (<https://saitamapref.service-now.com/csm>) にアクセスしてください。

イ 「**競争入札参加資格申請**」を選択し、ユーザー名、パスワードを入力し、ログインしてください。



ログイン

ユーザー名

パスワード

[パスワードを忘れた場合](#)

ウ 「【工事】新規・追加・抹消・権限変更等」を選択してください。



エ 「申請種別」から「その他（再審査、経常JVの申請等）」を選択し、添付ファイルを追加し、「送信」ボタンを押してください。行政書士が代理申請する場合は、「行政書士記入欄」を必ず記入してください。

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等 添付書類提出フォーム

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等

・「申請の手引」等の案内に従って、必要事項を入力し、添付ファイルを追加した上、送信してください。
（必ず定められた期間内に提出してください。期間外の提出は無効となります。）

・添付ファイルは、「添付書類名称一覧」のルールに従い、提出してください。
（「添付書類名称一覧」は、申請の手引等に記載しています。）

担当者

追加申請
抹消
契約権限の変更
☐ 建設業許可の許可区分（一般／特定）の変更
☐ 業種入替
☒ その他（再審査、経常JVの申請等）

行政書士記入欄（得意又は名称・事業部名）※行政書士が代理申請する場合は必ず記入例）株式会社県庁建設・さいたま支店

一時保存に追加

送信

① 「その他（再審査、経常JVの申請等）」を選択

② 「添付ファイルを追加」ボタンをクリック

● 添付ファイルの添付方法 ●

- (1) 申請書類を電子で用意する
- (2) 書類ごとに分けたファイルに名前を付ける。
01 申請.pdf
02 基本共通.xlsx など
ファイル名の付け方は6～7ページを確認。
- (3) クリップボタンを押して、ファイルを添付
* 添付ファイルの数に制限はありません。

③ 「送信」ボタンをクリック

オ 下記の画面になりましたら申請完了です。メッセージの入力等は必要ございません。書類の不備、不足等があった場合のみこちらからご連絡いたします。(連絡は原則、電話又はメールで行います。)

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等

ここにメッセージを入力してください... 送信

入力不要です。

入札 審査課
2025-05-20 11:00:25
05工事個別.xlsx
6.0 KB

入札 審査課
2025-05-20 11:00:24
01申請.pdf
116 KB

入札 審査課
2025-05-20 11:00:24
02基本共通.xlsx
6.0 KB

入札 審査課
2025-05-20 11:00:24
03基本個別.xlsx
6.0 KB

入札 審査課
2025-05-20 11:00:24
04工事共通.xlsx
6.0 KB

入札 審査課
2025-05-20 02:00:24
CS0021285 作成日

開始

申請の詳細

番号 CS0021285 状況 新規

申請者 入札 審査課 更新日時 数秒前

関連レコード

申請内容
REQ0048766 - 承認済み
RITM0045121 - 【工事】新規・...

添付ファイル

05工事個別.xlsx (6 KB)
数秒前

01申請.pdf (116.1 KB)
数秒前

02基本共通.xlsx (6 KB)
数秒前

03基本個別.xlsx (6 KB)
数秒前

04工事共通.xlsx (6 KB)
数秒前

● 書類を追加で送りたいとき

書類を追加で送付する場合は下記にメールで送付してください。

※ 原則、事業者申請ポータルでの書類の追加はできません。

【メール送付先】送付先 : a5770-10@pref.saitama.lg.jp

件名は「【経常JV申請書類】・商号又は名称の追加書類提出」としてください。

○事業者申請ポータルでアップロードした書類の送信状況を確認する方法○

- 1 ログインした状態で、右上の「過去の申請」をクリックします。



- 2 送信履歴が一覧で表示されるので、確認したい送信履歴をクリックします。

すべての申請							
キーワード検索							
番号	概要説明	事業者	申請者	状況	開始日時	更新日時	
CS0021285	【工事】新規・追加・抹消・権限変更等	入札審査課	入札審査課	新規	2025-05-20 11:00:24	2025-05-20 11:00:25	

行政書士が代理申請した場合は、「キーワード検索」に業者名を入力して検索すると、該当する業者のみが検索結果に表れます。

- 3 送信した書類一覧が表示されます。送信した書類を確認する場合は、表示されるファイル名をクリックします。また、詳細を確認する場合は「関連レコード」をクリックします。

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等

ここにメッセージを入力してください... 送信

入札 入札 審査課 2025-05-20 11:00:25
05工事個別.xlsx 6.0 KB

入札 入札 審査課 2025-05-20 11:00:24
01申請.pdf 116 KB

入札 入札 審査課 2025-05-20 11:00:24
02基本共通.xlsx 6.0 KB

申請の詳細

番号 CS0021285 状況 新規

申請者 入札 審査課 更新日時 16 分前

関連レコード

申請内容
▲REQ0048766 - 承認済み
RITM0045121 - 【工事】新規・...

添付ファイル

05工事個別.xlsx (6 KB)
16 分前

- 4 3で関連レコードをクリックすると、詳細情報が確認できます。

【工事】新規・追加・抹消・権限変更等 添付書類提出フォーム

要求が送信されました

番号	RITM0045121
ステータス	オープン
優先度	4: 低
作成日時	4 分前
数量	1
▼ オプション	

アカウント
入札 審査課

担当者
入札 審査課

申請種別
その他（再審査、経常JVの申請等）

行政書士 記入欄（商号又は名称・事業所名）※行政書士が代理申請する場合は必ず記入してください。
株式会社テストデータ・埼玉支店

行政書士が代理申請した場合は、
行政書士記入欄で業者名を確認できます。

書類の事業者申請ポータルへの添付が難しい場合、メールでお送りください。
メールでの送付も難しい場合のみ、郵送としてください。

メールの場合は、下記宛先に提出書類を添付して送付してください。

【メール送付先】 送付先 : a5770-10@pref.saitama.lg.jp

件名は「**【経常JV申請書類】・商号又は名称**」としてください。

郵送の場合は、申請書一覧（P.5）及び添付一覧（P.24～33）に掲載した順に書類を重ねて、すべての書類を共同受付窓口まで、信書（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。

【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 共同受付窓口（工事）

（令和7・8年度工事（経常JV）申請書類在中）

※ 受付最終日（6月20日）までの消印有効です。

受付最終日を過ぎた消印の押された書類での申請は、認められません。

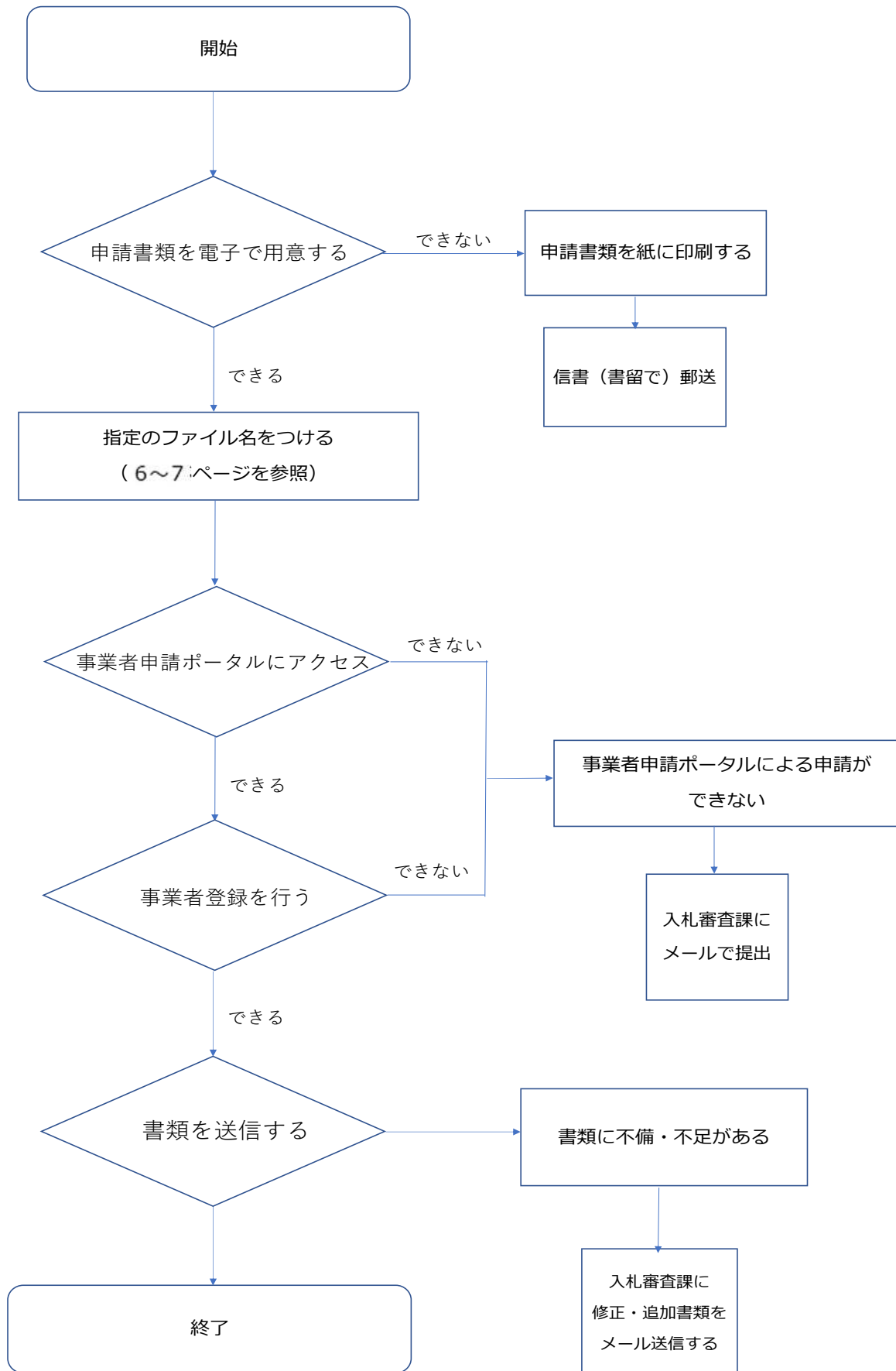
受付最終日のポストへの投函や郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性がありますので、御注意ください。

窓口提出日の引受消印を押してもらう方法については、郵便局のホームページを確認してください。

<https://www.post.japanpost.jp/question/707.html>

※ 書類収受の確認印を希望する場合、返送先を明記したハガキ（85円切手貼付・裏面未記入）を1事業所につき1枚のみ同封してください。また、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ（料金不足も含みます）の場合、返送しません。なお、返送先が行政書士の場合は事業所名等を明記してください。

書類提出のためのフローチャート



Ⅲ 申請書の作成について

○ この手引に特にことわりのない項目の記載については、記入例に従ってください。

1 「1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書〈様式第5号〉」

- ア 日付については、申請する日付を記入してください。
- イ 申請者は、各構成員の代表者とし、代理人を置くことはできません。
- ウ 経常JVとして申請できる業種は、建設工事の5業種までです。

2 「2 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）〈様式第1号〉」

- (1) 「行政庁記入欄」欄
記入しないでください。

- (2) 日付については、申請する日付を記入してください。

- (3) 「商号等」欄

ア 「法人又は個人の区分」欄については、該当する項目にチェックを付けてください。

イ 「商号又は名称（カナ）」欄及び「フリガナ」欄は、すべて大文字の”カタカナ”で記入してください。

【例】 誤

シ	ョ	ウ	カ
---	---	---	---

 正

シ	ヨ	ウ	カ
---	---	---	---

なお、「・」は省いてください。

ウ 「商号又は名称」欄については、経常JVの名称を記入してください。

エ 「代表者役職名」欄及び「代表者氏名」欄については、代表構成員の代表者の情報を記入してください。

代表構成員が法人の場合は、その代表者役職名及び代表者名を記入し、個人の場合は、”代表者”及び氏名を記入してください。

- (4) 「申請事業所情報」欄

「申請事業所情報」欄については、代表構成員の単体での情報を記入してください。

ア 「事業所名」欄については、代表構成員の商号又は名称を記入してください。

イ 「市町村名」欄については、代表構成員の所在地（市名又は郡町村名）を記入してください。

ウ 「字等」欄については、所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」を“－（ハイフン）”にして記入してください。

（例：

高	砂	3	－	1	5	－	1		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

 ）

エ 「申請事業所の代表者役職名」欄については、代表構成員の単体での情報を記入し、法人の場合は、履歴（現在）事項全部証明書どおりの役職名を記入し、個人の場合は、”代表者”と記入してください。

オ 「電子メールアドレス」欄については、必ず電子メールアドレスを記入してください。

(5) 「本店又は主たる営業所の所在地」欄

代表構成員の主たる営業所（本店）の情報を記入してください。

(6) 「個人の場合のみ」欄

個人事業者に限り、破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない場合は、“無し”にチェックを付けてください。（“有り”の場合は、申請を受付できません。）

なお、法人が申請する場合は、“無し”にチェックを付けてください。

(7) 「申請事務担当者」欄

ア この申請書又は添付書類を作成した方、その他この申請の内容に係る質問等に応答できる方で、構成員に所属する方から選んで記入してください。

行政書士が代理申請する場合でも、所属事業所・部係名、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号については、申請する事業者のものを記入してください。

イ 行政書士が申請代理人である場合は、「電子メールアドレス」欄にメールアドレスを、「行政書士氏名」欄に氏名を、その下の「電話番号」欄に行政書士の電話番号を記入し、「行政書士押印」欄に押印してください。

(8) 「障害者雇用状況」欄

ア 申請日現在で、全ての構成員が次の要件を満たしている場合に対象とします。

要件…「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者で、法定雇用障害者数以上の雇用をしていること、若しくは提出義務はないが、実際に障害者を雇用していること。

イ 上記アの要件を満たす場合、次のとおり記入してください。

(ア) 「雇用人数」欄については、全ての構成員の障害者雇用人数の合計を記入してください。

(イ) 「法定雇用義務の有無」欄については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者の雇用に関する状況を報告する義務を、代表構成員が有している場合は“有り”にチェックをし、そうでない場合は“無し”をチェックしてください。

(ウ) 「法定雇用率達成状況」欄については、“達成”をチェックしてください。

ウ 上記アの要件を満たさない場合、次のとおり記入してください。

(ア) 「雇用人数」欄については、全ての構成員の障害者雇用人数の合計を記入してください。

(イ) 「法定雇用義務の有無」欄については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者の雇用に関する状況を報告する義務を、代表構成員が有している場合は“有り”を、そうでない場合は“無し”をチェックしてください。

(ウ) 「法定雇用率達成状況」欄については、“未達成”をチェックしてください。

(9) 「ISO9000／ISO14000シリーズ」欄

ア 申請日現在で、出資比率が最大の者、若しくは出資比率が同率の場合はいずれか一方の者が認証取得している場合に対象とします。

イ 上記アを満たす場合は、認証取得している情報を記入してください。

ウ 認証の範囲は、申請業務について取得している場合に対象とします。（申請日現在有効であること）

エ 「登録・更新年月日」欄については、認証を更新しているときは、更新日を記入してください。

(10) 「実績情報」欄

ア 「資本金」欄及び「営業年数」欄については、“0”を記入してください。

イ また、「自己資本額」欄については、様式第13号で算出した「自己資本額」の「特例計算後数値」欄の数字を記入してください。

3 「3 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）＜様式第2号＞」

(1) 「本社情報」欄及び「事業所情報」欄
記入しないでください。

(2) 「納税」欄

ア 申請日現在での納付状況について、該当する項目を選択してください。

イ 構成員のいずれかが未納の場合は、申請は受け付けませんので、御注意ください。

ウ 対象税目：法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税、と 法人事業税及び法人県民税（又は個人事業税及び個人住民税）

(3) 「主要取引金融機関」欄

経常建設共同企業体協定書（様式第14号）に記載されている金融機関名及び支店名を記入してください。

(4) 「予備欄1」

代表構成員について、履歴（現在）事項全部証明書に登録されている本店所在地（個人事業者の場合は、住民登録上の住所）と、主たる営業所の所在地が異なる場合のみ、登録されている所在地を記入してください。

(5) その他の「予備欄」

「予備欄2」から「予備欄10」については、記入しないでください。

4 「4 建設工事請負共通情報＜JV一別紙1＞」

※ この様式には、全構成員の建設業許可関係の情報等を記入することになります。

(1) 建設工事請負共通情報

ア 「許可番号」欄については、記入しないでください。

イ 「監理技術者数」欄については、全ての構成員の、直接的かつ恒常的な雇用にある者で（財）建設業技術者センターから“監理技術者資格者証”の交付を受けた方の合計人数を記入してください。

（※ 各構成員が令和7・8年度の入札参加資格の申請をした際に提出した監理技術者の人数の合計です。）

ウ 「建設業労働災害防止協会加入の有無」欄については、申請日現在で、全ての構成員が加入している場合に対象となります。

全ての構成員が加入している場合は“有”を、加入していない場合は“無”をチェックしてください。

(2) 経常JV構成員名簿

各構成員の建設業許可の内容を記入してください。

その際、各構成員とも「経審を受けている業種」欄については、各構成員が単体で令和7・8年度の入札参加資格申請をしたときに提出した経営事項審査の結果通知を基に、経営事項審査を受審している業種の欄に“○”を記入してください。

5 「5 建設工事請負個別情報<様式第4号>」

(1) 「業種名」欄

経常JVとして今回申請する業種（5業種以内）を記入してください。

※ 重 要

○ 一度申請した業種を変更することはできませんので、御注意ください。

(2) 「工事名」欄

別表1（P36～P41参照）の「受注希望工事分類」欄を参考に、受注希望する工事分類名を記入してください。

(3) 「実績高割合」欄

ア 令和7・8年度の埼玉県の入札参加資格審査において提出した各構成員の経営事項審査結果通知書を基に、申請希望する業種の完工高を合計し、工事分類名の工事で振り分けた割合を記入してください。

イ 申請する業種ごとの実績高割合の合計は“100%”になりますので、希望する工事分類に該当しない工事の売上げについては、希望しない工事の実績高割合に記入してください。（業務分類ベースで詳細な実績が分からない場合は、実績を概算により按分して、合計が“100%”となるように記入してください。）

ただし、業種としての売上げ実績がない場合は、“0%”を記入してください。

なお、工事分類名の工事の実績高割合が“0%”でも申請希望は可能です。

ウ 工事の種類を特定できない場合には、工事内容により、主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。

※ 重 要

○ 一度申請した工事の実績高割合を変更することはできません。

(4) 次の表の工事の受注を希望するときは、「資格情報」欄に、次の表の右欄に記載した資格情報及び登録機関名を記入してください。

なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分（主な方）の情報を記入し、その資格情報（届出書等）の写しを提出してください。

※ 重 要

○ 資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請はできません。

業種	工事分類名	資 格 情 報	登録機関名
電気 工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等（※1）	都道府県知事 各産業保安監督部 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		

管 工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」(「表面」と「裏面」) (※2)	埼玉県知事
電気通信 工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証 (アナログ第1種、AI 第1種、第一級アナログ 通信、アナログ第2種、AI 第2種、総合種、AI・ DD 総合種又は総合通信)」の資格者証番号	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証 (デジタル第1種、DD 第1種、第一級デジタル 通信デジタル第2種、DD 第2種、総合種、AI・ DD 総合種又は総合通信)」の資格者証番号	
消防施設 工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の 交付番号	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の 交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の 交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の 交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の 交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の 交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の 交付番号	

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等についての問合せ先

・県内にのみ営業所がある場合

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話048-830-8435

※ 窓口が市町になる場合がありますので御留意ください。

・2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て一の産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話048-600-0388(代)

・2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課
電話03-3501-1742

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

6 「6 経常建設共同企業体資格審査数値計算表<様式第13号>」

○ 各構成員が、単体で令和7・8年度の入札参加資格審査申請のときに提出したものと同一の経営事項審査結果通知書(総合評定値通知書)から数値を転記し、合計値を記入してください。

(1) 「許可番号」欄

次のとおり記入してください。

(例 :

1	1	—	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---

)

↓

{ 大臣許可 : “ 0 0 ”
埼玉県知事許可 : “ 1 1 ” を記入してください。

(2) 「自己資本額」欄及び「利益額」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、合計した数値を記入してください。

(3) 「経営状況評点」欄及び「社会性等評点」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、少数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。

(4) 「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄、「建設工事の種類別年間平均元請完成工事高」欄については、経常JVとして申請する業種の数値を記入し、「数値特例」欄については、合計した数値を記入してください。

(5) 「建設工事の種類別技術職員数」欄の「数値特例」欄については、記入した技術者の合計した数値を記入してください。

IV 添付書類について

1 添付書類一覧

	書類名	摘要
1	各構成員の主な元請工事実績表 (様式第12号)	・申請する業種における各構成員単体としての主な元請工事実績を各構成員につき必ず2つ記入してください。 ・その際、申請日時時点で完成している工事のみ記入してください。 ・複数の業種を希望する場合は、業種ごとに作成してください。 ・契約書等、記入した工事の施工実績を証明する書類をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。
2	経常建設共同企業体協定書(写し) (様式第14号)	・第3条:代表構成員の主たる営業所(本店)の所在地を記入してください。 ・第4条:経常JVは、令和7年7月1日から2年(資格有効期間)の間は存在する必要があります。 ・第6条:代表構成員の名称は、法人の場合は法人名を記入し、“代表取締役”などの役職は記入しないでください。 ・協定については、各構成員の代表者名で行い、必ず代表者印を押印してください。(代理人での記名押印は不可とします。) ※ PDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。
3	経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(原本) (様式第15号)	協定については、各構成員の代表者名で行い、必ず代表者印を押印してください。(代理人での記名押印は不可とします。) 【各構成員の比率】 ・2者での経常JVとする場合:30%以上 ・3者での経常JVとする場合:20%以上 ※原本を PDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)
4	資格情報の写し	・P.21の5の(4)に該当する場合
5	建設業許可通知書(写し) (JV-別紙1)	・申請日時点において有効な全ての業種について提出してください。(詳細についてはP.21参照)
6	委任状(経常建設共同企業体) (JV-別紙2)	【対象者】 申請業種について、構成員単体で県との間に代理人を既に設置している事業者 【添付書類】 ・経常JVにおいても、構成員単体の場合と同一人を受任者としてください。 ・各構成員ごとに1枚提出してください。
7	各構成員の経営事項審査結果通知書(総合評定値通知書)(写し)	<全ての構成員が対象> ・各構成員が令和7・8年度の埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格審査において提出したもの ・全ての構成員分を提出してください。

	書類名	摘要
8	各構成員の競争入札資格審査結果通知書(写し)	<全ての構成員が対象> ・各構成員が令和7・8年度の埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格審査において通知されたもの ・全ての構成員分を提出してください。
9	【次の(1)から(2)までのうち1項目を申請】 (1)法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(写し可) (2)申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)(写し可)	<全ての構成員が対象> 【対象者】 (1)法人 (2)個人事業者 【添付書類】 ・申請日前3か月以内に税務署が交付したもの ・免税事業者の場合も、必ず提出してください。 【その他】 ・構成員のいずれかが未納の場合、申請は受理できません。
10	納税状況等照会同意書兼誓約書(様式C-14)	<全ての構成員が対象> 【対象者】 (1)法人 (2)個人事業者 ・県税の納税証明書の提出は原則不要です。納税状況等照会同意書兼誓約書の提出をもって、税担当課へ納税状況等の照会を行います。 ・納税状況等が確認できないときは、申請者に納税証明書等の提出を求めることがあります。 【その他】 ・構成員のいずれかが未納の場合、申請は受理できません。
11	個人住民税(市町村・県民税)の納税証明書(写し可)	<全ての構成員が対象> 【対象者】 個人事業者 【添付書類】 ・申請日前3か月以内に市町村が交付した「現在において滞納額がないことの証明」を提出してください。 当該証明を行っていない市町村があります。この場合は、直近1年分の納税証明書を提出してください。 【その他】 ・構成員のいずれかが未納の場合、申請は受理できません。

	書類名	摘要
12	障害者雇用に係る書類 (①、②のどちらかを提出) ① 障害者雇用状況報告書の写し ② 障害者雇用の状況(様式B-5)	※詳細は手引19ページを確認してください。 【障害者を1人以上雇用している場合】 ①「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある者(従業員の総数が40人以上) 公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書(令和7年6月1日現在のもので、行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※ 電子申請の場合は、電子申請したことが分かる画面をPDF化又は画像データ化したものを合わせて添付してください。 ②「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない者(従業員の総数が40人以下) 障害者雇用の状況(様式B-5)(申請日時点)を提出してください。
13	ISO9001認証取得登録証(写し)	<出資比率が最大の事業者(出資比率が同率の場合はいずれか一方の事業者)が該当する場合に評価対象> 【対象者】 (公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001を取得している事業者 【登録証の要件】 ・対象が建設工事である。 ・申請日時点において有効である。 【その他】 ・登録証で対象を確認できない場合は、対象を確認できる資料(付属書等)の写しを添付してください。 ・外国語で記載されている場合は、訳文を添付してください。
14	ISO14001認証取得登録証(写し)	<出資比率が最大の事業者(出資比率が同率の場合はいずれか一方の事業者)が該当する場合に評価対象> 【対象者】 (公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001を取得している事業者 【登録証の要件】 ・対象が建設工事である。 ・申請日時点において有効である。 【その他】 ・登録証で対象を確認できない場合は、対象を確認できる資料(付属書等)の写しを添付してください。 ・外国語で記載されている場合は、訳文を添付してください。
15	各構成員単体での入札に参加しない旨の確認書	・経常JVの構成員は、経常JVとして、資格者名簿に登録された業種については、資格者名簿の有効期間中、個々の事業者として、単体での入札参加はできなくなります。 ・作成例についてはP.34を参照。

Ⅳ 添付書類について

2 評価点関係書類

※ 以下の書類は、すべての構成員がそれぞれの対象要件に該当し、
評価を希望する場合に提出可能な書類です。

書 類 名	摘 要
埼玉県・建設工事申請者（県内本店）用 提出書類確認リスト（様式D－2）	次の1以降の書類を提出する場合は、様式D－2 を表紙として提出してください。
1 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等 に加入していることを証明する書類	【対象者】 申請日現在、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等 に加入している事業者 ※ 協会が発行した証明書の原本を提出してください。 ※ 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータル に添付してください。（郵送で提出する場合は、原本を提出 してください。）
2 不当要求防止責任者の受講状況 （様式D－2－1）	【対象者】 申請日現在、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、責任者講習を受講した者がいる事業者 【添付書類】 ・ 埼玉県公安委員会発行の責任者講習受講修了書を縮小 コピーして貼付してください。 ・ 責任者講習受講修了書は講習年月日が令和3年度以降の ものが対象です。 【不当要求防止責任者の選任手続き等について】 埼玉県警察のホームページ https://www.police.pref.saitama.lg.jp/ （公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターのホームページ https://www.boutsui-saitama.or.jp/ を確認してください。

書 類 名	摘 要
埼玉県と締結している防災協定書の写し 又は 3 防災協定締結証明書 (様式D-2-2) 原本	【埼玉県と防災協定を締結している場合】 防災協定書の写しを提出してください。 【埼玉県と直接防災協定の締結はしていないが、加入している社団法人等の団体が埼玉県と締結している場合】 防災協定締結証明書(様式D-2-2)(発行日が申請日前3か月以内のもの)を提出してください。 ※ 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。) ※ 国や市町村と締結している防災協定は対象外です。
埼玉県からの要請等に基づく災害防止活 4 動の実績報告 (様式D-2-3)	【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に県機関の発注により、緊急時における災害の復旧や防止活動に従事した事業者 ※ 工期の一部が対象期間内の場合も含まれます。 ※ 発注機関が警察本部及びその出先機関、国土交通省の場合は対象外です。 【添付書類】 ・ 契約書、発注書又は依頼書等の写し (実施場所、活動内容、時期、発注課所が確認できるもの) ・ 総合評価方式の災害防止活動認定書の写しでも可 ※ 契約1件に対して実績は1回とします。 ※ 単価契約書の場合は、実際の活動がわかる書類が別途必要です。(除雪の補償費は対象外) 【災害の復旧や防止活動の例】 ・ 除雪、落石、土砂崩れ、倒木への対応 ・ 道路陥没における緊急対応 ・ 道路照明灯などの灯具落下、ポール傾き(転倒)への対応 等 ※ 活動例は、埼玉県ホームページ(建設管理課)の「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」中の「補則 災害防止活動等一覧」を参考にしてください。
国又は埼玉県内の市町村からの要請等に 5 基づく災害防止活動の実績報告 (様式D-2-4)	【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に国又は埼玉県内の自治体の発注により、緊急時における災害の復旧や防止活動に従事した事業者 ※ 工期の一部が対象期間内の場合も含まれます。 ※ 活動場所が埼玉県内の場合のみ対象となります。 【添付書類】 ・ 契約書、発注書又は依頼書等の写し (実施場所、時期、発注課所が確認できるもの) ※ 契約1件に対して実績は1回とします。 ※ 単価契約書の場合は、実際の活動がわかる書類が別途必要です。(除雪の補償費は対象外) 【災害の復旧や防止活動の例】 ・ 除雪、落石、土砂崩れ、倒木への対応 ・ 台風時の緊急対応 ※ 活動例は、埼玉県ホームページ(建設管理課)の「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン」中の「補則 災害防止活動等一覧」を参考にしてください。

書 類 名	摘 要
下記 (1) ～ (6) のうち3項目まで 申請可能	
(1) 厚生労働省（埼玉労働局）の受理印のある「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し	(1) 【対象者】 申請日現在、従業員１００人以下の事業者で「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している事業者（行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの） 又は 同法第１３条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者 ※電子申請の場合は、電子申請したことが分かる画面をPDF化又は画像データ化したものを合わせて添付してください。
又は (2) 「次世代育成支援対策推進法」第１３条の規定に基づく認定書の写し 又は	(2) 【対象者】 申請日現在、従業員１０１人以上の事業者で「次世代育成支援対策推進法」第１３条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者
(3) 厚生労働省（埼玉労働局）の受理印のある「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し	(3) 【対象者】 申請日現在、従業員１００人以下の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している事業者（行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの） 又は 同法第９条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者 ※ 電子申請の場合は、電子申請したことが分かる画面をPDF化又は画像データ化したものを合わせて添付してください。
又は (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第９条の規定に基づく認定書の写し 又は	(4) 【対象者】 申請日現在、従業員１０１人以上の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第９条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事業者
(5) 育児休業制度導入の状況 (様式D-2-5) 又は	(5) 【対象者】 申請日現在、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出ている事業者 【添付書類】 労働基準監督署の受理印のある就業規則等の写し 又は 受理印のある育児・介護休業規程等の写し (育児・介護休業規程を定めている場合)
(6) 多様な働き方実践企業認定証の写し	(6) 【対象者】 申請日現在、埼玉県「多様な働き方実践企業認定制度」により、認定を受けている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ（多様な働き方推進課の働き方改革ポータルサイト）を確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html ※ グループ会社の場合は、関係が確認できる書類の提出が必要です。

書 類 名	摘 要
7 女性技術職員雇用の状況 (様式D-2-6)	【対象者】 申請日現在、女性技術職員を常勤雇用している事業者 ※ 役員、個人事業者における事業専従者は対象外 ※ 県外の事業所で雇用されている場合は対象外 ※ 当該女性技術職員が社会保険（国保組合含む）に加入していること 【添付書類】 (1) 直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し（必須） (2) 国保組合に加入している事業者の場合は（1）の代わりとして、適用除外承認証の写し (3) 個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書 ※ 技術者資格等の証明書類は不要です。
8 インターンシップ等の受入れに関する証明書 (様式D-2-7) 原本	【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校が証明する証明書により実績が確認できる事業者 ※ 中学生は対象外 ※ 申請日前3か月以内に証明された原本を提出してください。 ※ 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。（郵送で提出する場合は、原本を提出してください。）
9 若年技術職新規雇用の状況 (様式D-2-8)	【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に新規に若年者（34歳以下の技術職）を常勤雇用し、その者を申請日現在も雇用している事業者 ※ 役員、個人事業者における事業専従者は対象外 ※ 当該若年技術職者が社会保険（国保組合含む）に加入していること ※ 派遣労働者、技能実習生等有期雇用者は対象外 ※ 評価対象は2名まで 【添付書類】 (1) 採用通知書等の写し（雇用日が確認できるもの）（必須） (2) 直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し（必須） (3) 国保組合に加入している事業者の場合は（2）の代わりとして、適用除外承認証と新規雇用職員の被保険者証の写し (4) 個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書または収支内訳書 ※ 技術者資格等の証明書類は不要です。

書 類 名	摘 要
10 就労環境改善の取組状況 (様式D-2-9)	【対象者】 資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす者。 ア 就業規則等で技術系職員の休日を4週8休又は年間110日以上と規定し、労働基準監督署に届け出た事業者 イ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）又は日本下水道事業団との請負契約によるICT活用工事による工事を完成させた者 ウ 令和4年10月1日から令和6年9月30日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）又は日本下水道事業団との請負契約による工事情報共有システム（ASP方式）活用工事による工事を完成させた者 【添付書類】 ・様式D-2-9に掲げる選択肢に対応する書類
11 地域貢献の実施状況 (様式D-2-10)	(1) 【対象者】 令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に県機関等の施設管理に関するボランティア活動を実施した事業者 ※ 原則として企業単体で実施したもの。 【対象となるボランティア活動】 県が管理する施設、県が調整・選定した施設での道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等 【添付書類】 ・ 県機関等との協定書、感謝状等 ・ 活動時の写真 ・ 実績が証明できる書類（活動報告書、活動実績証明書等） ・ 総合評価方式の施設管理への協力活動実績証明書の写しでも可 ※ 彩の国ロードサポート制度及び川の国応援団の場合は、認定書・協定書及び県への活動報告書は必須 ※ 提出する活動報告書には必ず県機関への提出日を記載してください。（提出日は手書き可。） ※ 活動報告書に発注課からの受理印が付いていない場合は、活動時の写真を添付してください。

評 価 項 目	摘 要
12 消防団協力事業所に関する証明書 (様式D-2-11) 原本	(2) 【対象者】 消防団協力事業所に認定され、令和4年10月1日～令和6年9月30日の間に従業員が消防団員としての活動実績を確認できる事業者 ※ 役員、個人事業主における事業専従者は対象外 【添付書類】 事業者と消防団員の雇用関係を確認できる書類 ※ 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)
13 協力雇用主の登録に関する証明書原本	(3) 【対象者】 申請日現在、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録している事業者 ※ さいたま保護観察所以外の登録は対象外 ※ 証明書は発行日が申請日前3か月以内のもの(知事あてのもの) ※ 原本をPDF化又は画像データ化し、事業者申請ポータルに添付してください。(郵送で提出する場合は、原本を提出してください。)

添付書類提出不要の県評価点について

以下の県評価点項目については、**添付書類の提出は不要**ですので、対象要件に該当し評価を希望する場合は、様式D-2にチェックをし、提出してください。

評価項目	摘要
(1) 埼玉県SDGsパートナー登録制度 14 又は (2) 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度	【対象者】 申請日現在、「埼玉県SDGsパートナー登録制度」により、登録されている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ（計画調整課）を確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html ※ 申請する場合、様式D-2の該当の欄にチェック☑を入れて、提出してください。 ※ 所属している協会が登録されていても、事業者名義での登録がない場合は加対象外です。 【対象者】 申請日現在、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」による宣言を行い、県ホームページに掲載されている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ（環境政策課）を確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html#content04 ※ 申請する場合、様式D-2の該当の欄にチェック☑を入れて、提出してください。 ※ 所属している協会が登録されていても、事業者名義での登録がない場合は加対象外です。
(1) 埼玉県エコアップ認証制度 又は 15 (2) エコアクション21 ※ 環境への配慮に関する評価点は、ISO14001、埼玉県エコアップ又はエコアクション21のいずれかの認証を取得した場合に加点されます。 ※ ISO14001（共通書類）を提出している場合は対象外です。	【対象者】 申請日現在、「埼玉県エコアップ認証制度」により、認証を受けている事業者 ※ 詳細は、埼玉県ホームページ（温暖化対策課）を確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html ※ 申請する場合、様式D-2の該当の欄にチェック☑を入れて、提出してください。 【対象者】 申請日現在、一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者 ※ 申請する場合、様式D-2の該当の欄にチェック☑を入れて、提出してください。
16 CCUS（建設キャリアアップシステム）	【対象者】 申請日現在、CCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録を完了した事業者 ※ 詳細は、CCUS（建設キャリアアップシステム）のホームページを確認してください。 https://www.ccus.jp/
17 パートナリシップ構築宣言	【対象者】 申請日現在、パートナーシップ構築宣言の登録を完了した事業者 ※ 詳細は、パートナーシップ構築宣言のホームページを確認してください https://www.biz-partnership.jp/ ※ 申請する場合、様式D-2の該当の欄にチェック☑を入れて、提出してください。

- 2 「15 各構成員単体での入札に参加しない旨の確認書」について
構成員ごとに確認書を提出してください。（任意様式）

（ 文 例 ）

このたび、〇〇工事業について、経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をしましたが、資格者名簿に登載された場合には、登載期間中、単体での入札参加はいたしません。

住 所

会社名

代表名

V 申請後の注意事項

1 ユーザID及びパスワードについて

(1) ユーザID及びパスワードの配布

システムを利用するためには、「ユーザID及びパスワード」が必要になります。

このユーザID及びパスワードについては、令和7年6月下旬に申請者あてお知らせします。

(2) パスワードの変更について

パスワードはシステムで変更することができますので、セキュリティ確保のためにも、定期的なパスワードの変更をお奨めします。

2 参加資格の抹消について

経常JVとして入札参加資格者名簿に登載されたあとに、構成員が次に掲げる事項に該当することになった場合は、参加資格を抹消することになります。

(1) 経常JVの全抹消

ア 構成員が、資格者名簿から抹消されたとき

イ 構成員が、県外業者となったとき

(2) 経常JVの当該業種についての抹消

ア 当該業種について、抹消を申し出たとき

イ 当該業種について、構成員の級別格付が同級又は一級差でなくなったとき

3 名簿閲覧について

入札参加資格者の名簿については、令和7年7月以降に埼玉県電子入札総合案内（埼玉県ホームページ）に掲載する予定です。

○ 埼玉県電子入札総合案内（埼玉県ホームページ）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

4 登載された情報の変更について

今回申請された情報のうち、下記の表の1～9までの事項に変更が生じた場合には、令和7年7月以降、システムを利用して電子申請による変更申請を行うとともに、必要書類を事業者申請ポータルで書類を添付・送信してください。

また、10～11の事項について変更が生じた場合には、システムでの変更ができないので、令和7年7月以降、書面にて変更届及び必要書類を事業者申請ポータルで書類を添付・送信してください。

変 更 申 請 の 該 当 事 項		申請方法	提出書類
1	経常JVの名称	システム	協定書の写し
2	代表構成員の所在地（主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス（電子認証を取得した場合に限る。）	システム	履歴事項全部証明書（写し可） 建設業許可変更届の写し
3	代表構成員の代表者の役職又は氏名		
4	申請事務担当者の部課係名、氏名、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス	システム	
5	行政書士の氏名、連絡先電話番号又はファクシミリ番号	システム	委任状
6	各構成員の所在地（主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス（電子認証を取得した場合に限る。）	システム	履歴事項全部証明書（写し可） 建設業許可変更届の写し
7	各構成員の代表者の氏名		
8	各構成員の建設業許可番号	システム	許可通知書の写し
9	監理技術者数	システム	監理技術者資格証の写し
10	各構成員の建設業の許可区分	書面	許可通知書の写し
11	各構成員の許可もしくは登録の有無	書面	許可・登録通知書の写し、許可取り消し通知書の写し

※ 各構成員の登載情報が変更となる場合は、単体としての登載情報の変更申請を同時に行ってください。

※ 変更申請が必要な項目は、今後変わることもありますので、詳細については、埼玉県電子入札総合案内（埼玉県ホームページ）をご覧ください。

○ 埼玉県電子入札総合案内（埼玉県ホームページ）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
01	土 木 工 事 業	土 木	01	土 木 一 式 工 事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事（02～12の特殊工事は除く） 注）・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事（05－05） ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事（05－09） ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事（26－01）、浄水施設工事（26－02）又は配水施設工事（26－03） ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事（26－04） ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事（28－01）又は尿処理施設工事（28－02）	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
			02	農 業 土 木 工 事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コ ン ク リ ー ト 構 造 物 工 事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工（PC橋梁工事等は除く）、橋梁下部工（ニューマチックケーソン工事は除く）、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事 注）・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事（05－03）又は場所打ちくい工事（05－04） ・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事（05－06） ・コンクリート積み（張り）工事は、石工事業の石工事（06－01）又はタイル・れんが・ブロック工事のタイル・れんが・ブロック工事（10－01）	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートボックスカルバート工事（空断面が10㎡以上のもの）、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事（高さが5m以上のもの）、砂防ダム工事（高さが5m～15mのもの）、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
			04	大 口 径 管 工 事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管理設工事（口径がおおむね1m以上のもの）	上水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地 す べ り 防 止 対 策 工 事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管 渠 推 進 工 事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	ト ン ネ ル 工 事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニ ュ ー マ チ ッ ク ケ ー ソ ン 工 事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シ ー ル ド 工 事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	P C 橋 梁 工 事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダ ム 工 事	ダ ム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事（高さが15m以上のもの）、貯水池ダム工事
			12	森 林 土 木 工 事	森 林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
02	建 築 工 事 業	建 築	01	建 築 一 式 工 事	建 一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（02～05の特殊工事は除く） 注）・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事（26－01）、浄水施設工事（26－02）又は配水施設工事（26－03） ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事（26－04） ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事（28－01）又は尿処理施設工事（28－02）	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事（面積が100㎡以上のもの）、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
			02	木 造 工 事	木 造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
			03	軽 量 鉄 骨 工 事	軽 鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事（面積が100㎡未満のもの）

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	ブ レ ハ ブ 工 事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コ ン ク リ ー ト ブ レ ハ ブ 工 事	コンプレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大 工 工 事 業	大 工	01	大 工 工 事	大 工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左 官 工 事 業	左 官	01	左 官 工 事	左 官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工事業	とび	01	鉄 骨 等 組 立 架 設 工 事	組 立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事 注)・鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひ き 工 事	ひ き	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	く い 工 事	く い	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場 所 打 ち ぐ い 工 事	場所打	アースオーガ、リバース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土 工 工 事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コ ン ク リ ー ト 工 事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			07	地 盤 改 良 工 事	地 盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹 付 け 工 事	吹 付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)・建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事
			09	道 路 付 属 物 設 置 工 事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外 構 工 事	外 構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事
06	石 工 事 業	石	01	石 工 工 事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
07	屋 根 工 事 業	屋 根	01	屋 根 工 事	屋 根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電 気 工 事 業	電 気	01	● 総 合 電 気 設 備 工 事	総 合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)・電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	● 発 電 変 電 設 備 工 事	発 電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送 配 電 設 備 工 事	送 電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	● 電 気 設 備 工 事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	● 信 号 設 備 工 事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上 下 水 道 施 設 電 気 設 備 工 事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管 工 事 業	管	01	給 排 水 設 備 工 事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷 暖 房 空 調 設 備 工 事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
			03	● 浄 化 槽 工 事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガ ス 管 配 管 工 事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス配管工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	99	そ の 他 工 事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
			01	タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)
11	鋼 構 造 物 工 事 業	鋼構造	01	鉄 骨 工 事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)・既に加工作された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			02	鋼 橋 梁 工 事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注)・既に加工作された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄 塔 工 事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事 注)・既に加工作された鉄塔を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門 扉 工 事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	ブ ー ル 工 事	ブール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりブールを築造する工事	鋼製ブール工事、ステンレス製ブール工事
			06	鋼 製 タ ン ク 工 事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事
12	鉄 筋 工 事 業	鉄 筋	01	鉄 筋 工 事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事
13	舗 装 工 事 業	舗 装	01	舗 装 工 事	舗 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事 注)・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事業	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注)・陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容		工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称				
15	板 金 工 事 業	板 金	01	板 金 工 事	板 金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける工事 注)・板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07－01)		板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事	
16	ガ ラ ス 工 事 業	ガラス	01	ガ ラ ス 工 事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事		ガラス加工取付け工事	
17	塗 装 工 事 業	塗 装	01	塗 装 工 事	塗 装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事		塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事	
			02	路 面 標 示 工 事	路 面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事		区画線工事	
			03	屋 内 床 面 標 示 工 事	屋内床	屋内にコートラインを標示する工事		コートライン標示工事	
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の塗装工事		布張り仕上工事	
18	防 水 工 事 業	防 水	01	防 水 工 事	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注)・法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工工事業の吹付け工事(05－08)		アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事	
19	内 装 仕 上 工 事 業	内 装	01	内 装 仕 上 工 事	内 装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事		インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事	
			02	床 仕 上 工 事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事		床仕上工事	
			03	た た み 工 事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事		たたみ工事	
			04	ふ す ま 工 事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事		ふすま工事	
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の内装仕上工事		家具工事、防音工事	
20	機 械 器 具 設 置 工 事 業	機 械	01	運 搬 機 器 設 置 工 事	運 搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事		昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事	
			02	プ ラ ン ト 設 備 工 事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26－01)、浄水施設工事(26－02)又は配水施設工事(26－03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26－04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28－02)		プラント設備工事	
			03	水 処 理 設 備 工 事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26－01)、浄水施設工事(26－02)又は配水施設工事(26－03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26－04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28－02)		水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事	
			04	汚 泥 脱 水 設 備 工 事	脱 水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事		汚泥脱水機械設備工事	
			05	汚 泥 焼 却 設 備 工 事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事		汚泥焼却炉設備工事	
			06	給 排 気 機 器 設 置 工 事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 注)・建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09－02)		換気設備工事、送風機械設置工事	
			07	揚 排 水 機 器 設 置 工 事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事		揚水機設置工事、排水機設置工事	
			08	ダ ム 用 仮 設 備 工 事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事		ダム用仮設備工事	
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の機械器具設置工事		内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事	

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称			
21	熱 絶 縁 工 事 業	熱絶縁	01	冷 暖 房 熱 絶 縁 工 事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事	
			02	動 力 設 備 熱 絶 縁 工 事	動 力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事	
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事	
22	電 気 通 信 工 事 業	通 信	01	● 有 線 電 気 通 信 工 事	有 線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事	
			02	無 線 電 気 通 信 工 事	無 線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事	
			03	● データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事	
			04	情 報 制 御 設 備 工 事	情 報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事	
23	造 園 工 事 業	造 園	99	そ の 他 工 事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事	
			01	庭 園 工 事	庭 園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事	
			02	公 園 設 備 工 事	公 園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事	
			03	広 場 工 事	広 場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事	
24	さ く 井 工 事 業	さく井	99	そ の 他 工 事	その他	その他の造園工事		
			01	さ く 井 工 事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事	
			02	揚 水 設 備 工 事	揚 水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事	
25	建 具 工 事 業	建 具	99	そ の 他 工 事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事	
			01	サ ッ シ 工 事	サッシ	サッシを取り付ける工事	サッシ取付け工事	
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事	
			03	シャッター工事	シャッター	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付け工事	
			04	自 動 ド ア ー 工 事	ドア	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付け工事	
26	水 道 施 設 工 事 業	水 道	99	そ の 他 工 事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
			01	取 水 施 設 工 事	取 水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事	
			02	浄 水 施 設 工 事	浄 水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事	
							注）・上水道施設の水处理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水处理設備工事（20－03）	
			03	配 水 施 設 工 事	配 水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事	
						注）・公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事（01－01） ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事（01－02） ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事（09－01）		

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。

＜ 別表 1 ＞

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	下 水 処 理 設 備 工 事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は、土木事業の土木一式工事(01－01) ・かんがい用排水施設工事は、土木事業の農業土木工事(01－02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09－03) ・下水道施設の処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の処理設備工事(20－03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28－02)	下水処理設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工事業	消 防	01	● 水 消 火 設 備 工 事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	● 泡 消 火 設 備 工 事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	● 不 燃 性 ガ ス 消 火 設 備 工 事	ガ ス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	● 粉 末 消 火 設 備 工 事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	● 火 災 報 知 設 備 工 事	報 知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	● 避 難 設 備 工 事	避 難	避難設備を設置する工事 注)・ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02－01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11－01)	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	● 排 煙 設 備 工 事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清 掃	01	ご み 処 理 施 設 工 事	ご み	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し 尿 処 理 施 設 工 事	し 尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09－03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26－04)	し尿処理施設工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解 体	01	解 体 工 事	解 体	工作物の解体を行う工事 注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	工作物解体工事

注1)「受注希望工事」欄に ●印 が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要です。

注2)「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含みます。